

令和6年4月19日

保護者の皆様へ

八尾市立曙川南中学校長 小林 孝泰
八尾市立曙川小学校長 坂本 篤史
八尾市立刑部小学校長 吉田 大地
八尾市立曙川東小学校長 光岡 裕子

気象警報発令に伴う児童・生徒の安全確保並びに 地震発生時における学校の対応について

清和の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、曙川南中学校区の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、気象警報発令時並びに地震発生時の安全確保について、下記のとおり措置を講じたいと存じます。情報に十分ご留意いただき、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 午前7時の時点で八尾市に「**気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）**」が発表されている場合、または**中学校区内に「避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難、警戒レベル4：避難指示）」**が発令されている場合は、自宅待機とします。
2. 午前11時までに上記1の気象警報または避難情報が解除された場合
→午後の授業を再開します。小・中学校ともに午後1時から1時15分の間に、午後の授業の用意をして登校させてください。
(昼食はご家庭で済ませてください。学校給食は中止となります)
午前11時現在、上記1の警報または避難情報が解除されない場合
→臨時休校とします。
3. 八尾市に「**気象警報（特別警報）**」が発表されている及び発表が予測される場合、または「**避難情報（警戒レベル5相当：緊急安全確保）**」が発令されている場合
→臨時休校とします。警報及び中学校区内の避難情報が解除されたのち、通学路及び中学校区内の安全が確保されていることを小・中が連携して確認した上で、中学校区単位で学校の再開を決定し、再開日時を保護者の皆様に連絡します。
4. 授業中に、上記1または上記3の警報等が発令された場合
→上記1の暴風警報が発表された場合は、速やかに下校させます。
→上記1の暴風警報以外の警報が発表された場合は、下校時に解除（警報から注意報等に変更）される見込みであれば、学校に待機させます。その際、保護者から引き渡し等の要望がある場合は対応します。
なお、下校時以降も警報発表が継続される見込みであれば、速やかに下校させます。下校時刻が学年によって異なる場合は、下校時刻が早い学年を基準に判断します。
→上記3の警報等が発令された場合、安全が確保されるまで原則、学校に待機させます。警報等が解除された場合は、速やかに通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認したうえで、保護者の皆様への引渡しを原則として下校の措置をとります。
5. 授業中に、大和川氾濫警戒情報以上が発表された場合は、学校に待機させます。その際、保護者から引き渡し等の要望がある場合は対応します。
6. 上記以外の場合でも、校区の状況等により自宅待機等の緊急の措置が必要な状況が発生している場合には、中学校区単位で協議したうえで対応し、保護者の皆様に連絡します。

地震発生時における学校の対応について

震度5弱以上の地震が発生したとき

八尾市、または隣接市(大阪市平野区、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市)いずれかの市が該当するとき

登校の前に発生

→ 臨時に休校とします。

休みの日に発生

→ 次の登校の日は臨時に休校とします。

学校が安全に学習できるよう復旧すれば、保護者に連絡します。

登校の途中に発生

→ 安全な場所に一時避難してから、学校または自宅の近いほうに行ってください。

学校で学習中に震度5弱以上の地震が発生

子どもを安全な場所に避難誘導します。学校および周辺の被害状況などを見届け安全を確認した上で保護者に引き渡しますので、できる限りすみやかに学校まで迎えに来てください。

震度4以下の地震が発生したとき

登校の前に発生

→ 原則として学校は休校ではありません。

→ 学校および地域の被害状況などにより、子どもの安全確保の上から臨時に休校になる場合もあります。